

塩竈市ファミリーサポート事業

活動の手引き

塩竈市ファミリーサポート事業の活動について

塩竈市ファミリー・サポート事務局

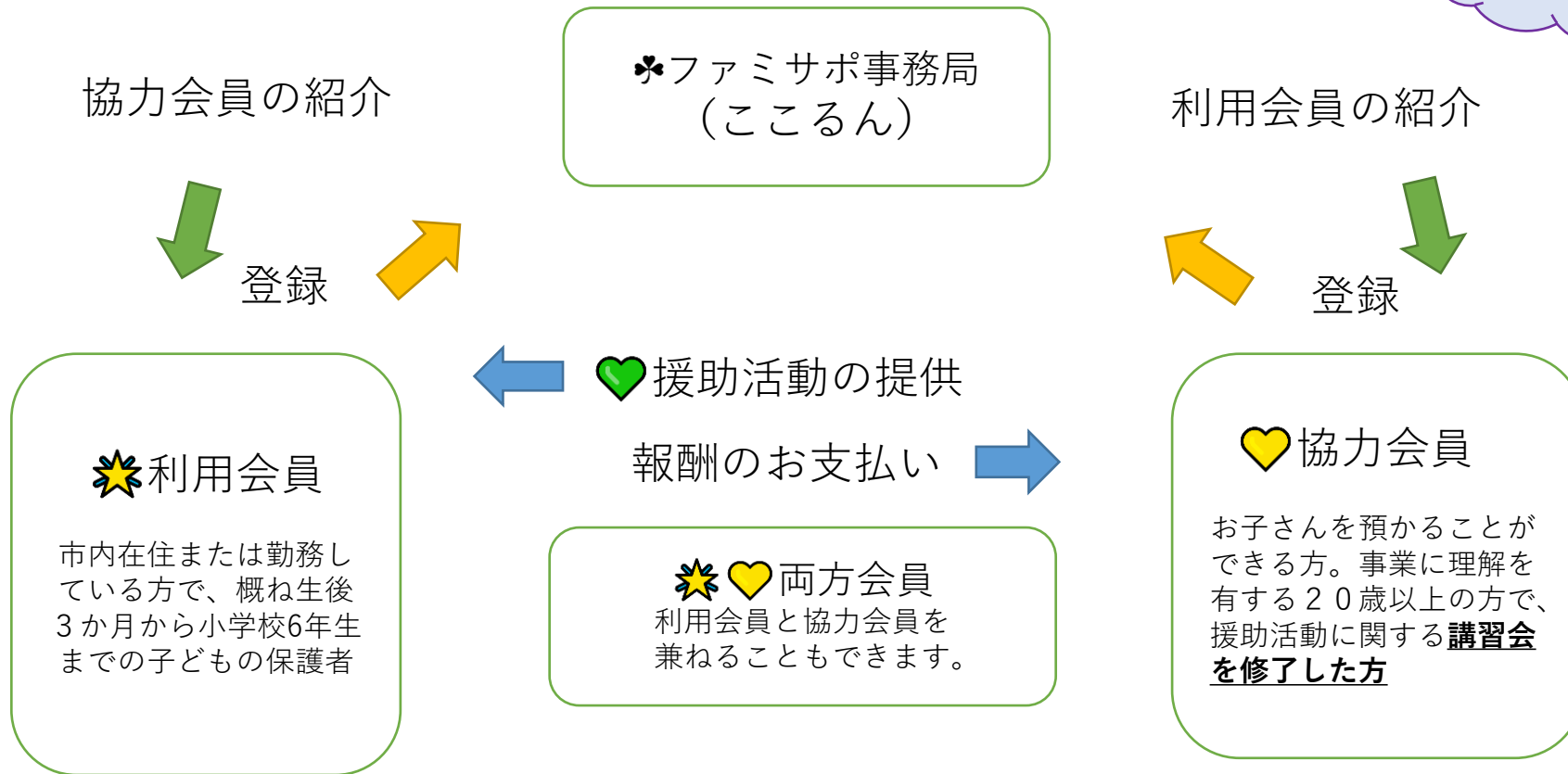
ファミリー・サポート事業は、「お子さんを預かってほしい方」と「お子さんを預かることができる方」がそれぞれ会員となり、お互いに信頼関係を築きながら、子どもを預けたり、預かったりする子育て支援活動です。



CHILD AND FAMILY SUPPORT CENTER

ファミリーサポート事業のしくみ

会員登録料・
年会費は
かかりません。



ファミリーサポート活動内容

♥ 原則として協力会員のご自宅でお子さまをお預かりします。

♥ 保育所・幼稚園・放課後児童クラブ等への送迎を行います。

- ・ 協力会員は一人のお子さんを預かるのが原則です。
- ・ 宿泊を伴う援助は行いません。
- ・ 体調不良のお子さんのお預かりは行いません。

※会員同士の協議によりこれによらない場合もあります。

ファミリーサポート利用の流れ

①★利用会員・♡協力会員 事務局に利用の申しこみ会員登録をします。

※協力会員・両方会員は、援助活動にあたっての必要な講習を受けていただきます。

②♣事務局 利用会員の希望を受けて援助会員の調整をし、利用会員へ紹介します。

③★利用会員 協力会員へ電話連絡し、事前打ち合わせの日程を決め、事務局に連絡をします。

④★利用会員 協力会員・事務局と打ち合わせを行います。

(初回のみ)

※利用会員は、事前打合票にもとづき援助活動内容の確認を行います。

※打ち合わせは、お子さんと一緒をお願いします。

⑤♡支援活動 預かり保育・送迎等 (利用会員は活動の前に必ず事務局にご連絡ください。)

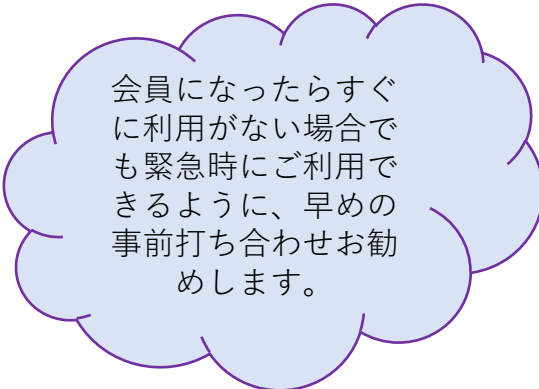
※依頼の変更や活動の取り消しの場合も、協力会員、事務局まで必ずご連絡ください。

⑥♡協力会員 援助活動報告書記載→確認 (利用会員) →事務局へご提出ください。

⑦★利用会員 報酬の支払い

※報酬は一回の援助活動ごとにお支払いをお願いします。

※ひとり親家庭の方は1/2減免制度があります。手続きが必要なので子ども未来課企画係にご相談ください。



会員になったらすぐに利用がない場合でも緊急時にご利用できるように、早めの事前打ち合わせをお勧めします。

ファミリーサポート事務局（子育て支援センターこころん）

○ファミリーサポート事務局の業務

- ・ 援助活動の調整・アドバイス・その他活動に関すること
- ・ 保険の手続き 等

○アドバイザーは会員相互の援助活動が円滑に行われるように調整をします。

○アドバイザーは利用会員からの援助の依頼申し込みに協力会員を紹介しますが、その方の援助を受けるかどうかは利用会員の自由意思に基づくものです。

○会員間の相互援助活動の調整を行うにあたってのトラブルを避けるために適切なアドバイスを行うことはありますが、援助活動について指揮監督を行うことはありません。

※ご心配なことは何でもお問い合わせください。

ファミリーサポートセンター事務局（子育て支援センターこころん内）

0 2 2 － 3 6 3 － 3 6 3 1（24時間留守番電話対応）

＊受付時間＊ 月～金 9：00～17：00

土・日・祝日・年末年始 留守番電話にて

援助活動の時間

原則として午前 7 時から午後 7 時までの援助が必要な時間とします。

ただし、双方の合意により変更していただくことも可能です。

援助活動時間の考え方

 協力会員のご自宅でお預かりする場合 お預かりからお迎えまで

 送迎の場合

（送り）協力会員が自宅を出発し、お子さんを保育施設等へお引渡しする時間まで

（迎え）協力会員が自宅を出発し、お子さんを保育施設等から預かり、利用会員へお引渡しする時間まで

援助活動の報酬・報告書について

- ・ この活動は、ボランティア精神に基づいたものであり、営利目的の活動ではありません。しかし、協力会員が責任をもって活動するため、また、利用会員が必要以上の気遣いをしないために一定の報酬の受け渡しを定めています。
- ・ 援助活動報告書の内容を確認し、**支援活動 1 回ごとにお支払い**をお願いします。
- ・ 利用会員は、協力会員が作成した「援助活動報告書」の内容を確認の上報酬をお支払ください。
- ・ 援助活動報告書は、3 枚複写式です。1 枚目は協力会員用、2 枚目は利用会員用（領収書）、3 枚目は事務局提出用（郵送可能）です。印鑑は不要です。
- ・ 朝夕 2 回に分けて活動した場合、兄妹で預かった場合などはそれぞれご記入ください。
- ・ 援助内容、子どもの様子
- ・ 報酬額

月曜日～金曜日の 7 時～ 1 9 時	1 時間あたり 600 円
土曜日、日曜日、祝日、年末年始 及び上記の時間帯以外	1 時間あたり 700 円

報酬額の算定方法

- 重複した時間で2人以上預ける場合、2人目は半額となります。
- 1時間未満は1時間で算定します。1時間以上は30分ごとにくりあげて算定します。（30分は算定額の1／2です。）

例）40分→1時間　1時間20分→1時間30分　1時間40分→2時間

- 報酬額の異なる時間をまたぐときは1時間700円とします。

18：45～19：45（700円／1時間）

※キャンセル料

前日まで／無料　当日予定時刻まで／利用予定額の半額

当日予定時刻を過ぎ利用がなかった場合／利用予定額の全額

※やむを得ず取消す場合は、協力会員と事務局へ早めのご連絡をお願いします。

※援助の開始と終了時間は、報告書作成時に双方の会員でしっかり確認しましょう

実費のご負担について

- ・利用会員は、報酬のほか事前打ち合わせに基づいて、援助活動にかかった経費を協力会員にお支払いします。

子どもの送迎にかかる交通費

公共交通機関（バス・電車等）・タクシー・燃料費 実費

※ 燃料費は次の額を目安にしてください。

3キロまで 50円 5キロまで 100円

事前打ち合わせに従って協力会員が用意したもの おやつ・食事 原則実費

※ 実費算出が難しい場合は次の金額を目安にして下さい。

食事 2歳まで100円 6歳まで200円 6歳以上300円 程度

おやつ代 50円～100円 程度

ファミリーサポート事業会員について

この事業は会員同士の信頼関係が重要です。

良好な関係を築くために以下のルールをお守り下さい。

- ・お互いのプライバシーを守りましょう（退会後も同様です。）
- ・約束した援助時間、事前打ち合わせした援助内容は必ず守ってください。
- ・援助活動の変更や取消が生じたときには速やかに連絡ください。
- ・会員同士、常に子どもの安全を守りましょう。
- ・会員は定期健康診断を受ける等自身の健康管理に留意ください。
- ・活動後は必ず「援助活動報告書」に記入ください
- ・事務局への援助依頼、援助活動報告書の提出のない援助活動については、補償保険が適用されませんのでご注意下さい。
- ・その他会員としてふさわしくない行為や事業の目的に反する行為を行わないでください。

援助活動の留意点（事前打ち合わせ）

- どんな援助をしてほしいか具体的に話しましょう。
- 気になることや子どもにしてほしくないことは素直に伝えましょう
- ペットを飼っている場合は、アレルギーが発生する場合もあるのでお互いよく話し合ってください。
- おやつや食事の提供について確認して下さい。提供する場合はおやつの種類や調理方法、食材についても詳細に打ち合わせください。
- ミルク（一式）や紙おむつは原則利用会員が準備します。
- 保育施設等への送迎を依頼する場合は、あらかじめ保育施設等を事前訪問する等、双方が施設担当職員と打ち合わせをしてください。
- 保育施設等への送迎に利用する交通手段については、経費の問題がありますので、双方で確認ください。また、自家用車で6歳未満の子どもを乗車させる場合は、チャイルドシートの使用が義務付けられています。

※条件が合わないときには事務局へご相談ください。事務局で対応・調整させていただきます。

援助活動の留意点

- 知らない家に預けられることで子どもは不安になります。預ける前には理由をお子さんにわかりやすく説明ください。
- 特に小さいお子さんについては、着替えを一式ご用意ください。
- 子どもを預ける際には、健康状態を確認し、体調が悪い時には利用を控えてください。
(37.5度以上の発熱・下痢など)
- 協力会員は、子どものケガ・急病の時は、応急処置をして、すぐ子どものかかりつけの病院に連絡するか救急車を呼び、併せて利用会員に連絡をとってください。
- 万一、活動中にトラブルが起きた場合は、基本的には双方で解決いただくことになります。ただし、活動中にケガをしたなど保険の適用となる事故が発生した場合は、事務局へ速やかにご連絡ください。

補償保険について

- 「協力会員」は万一の事故に備え「協力会員傷害保険」「依頼子ども傷害保険」「賠償責任保険」の3つの保険に加入しています。保険料は市が負担します。

協力会員傷害保険

- 協力会員が、塩竈市ファミリー・サポート事業による援助活動中や援助活動のために、自宅と援助を受ける子ども宅や保育所等の往復途上（自宅との通常経路）において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に補償するものです。

事由	補償額	保険金の支払い条件
死亡	500万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	20～500万円	事故日より180日以内の後遺障害発症
入院	3,000円（1日）	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術
通院	2,000円（1日）	事故日より180日以内で90日分を限度

依頼こども傷害保険

- 利用会員の子どもが援助を受けている間に事故によって被害を被った場合に、協力会員の過失の有無にかかわらず保証するものです。

事由	補償額	保険金の支払い条件
死亡	300万円	事故日より180日以内の死亡
後遺障害	12～300万円	事故日より180日以内の後遺障害発症
入院	3,000円（1日）	事故日より180日以内を限度
手術	3,000円×所定倍率	事故日より180日以内の手術
通院	2,000円（1日）	事故日より180日以内で90日分を限度

賠償責任保険

- 協力会員が援助活動中に、監督ミスや提供した飲食物が原因で子どもや第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金額を保証するものです。

事由	対人対物	初期対応費用	見舞金	現金盗難
補償額	2億円	500万円	10万円	10万円

ファミリーサポート事業 Q&A

会員登録について

❓利用会員は、父母ともに会員登録が必要です。

会員は、主に依頼する方が説明会を受けて会員登録をしていただければ結構です。会員になるにあたっては、夫婦でよく話し合っておいてください。特に協力会員は家族の理解と協力が必要です。緊急時の対応で、会員以外の家族の方が協力会員宅へ子どもを引き取りに行く場合は、必ず事前に利用会員より協力会員へその旨連絡を入れて間違いのないようにしてください。

❓会員としての活動期間は

期限はありません。

❓登録内容の変更や会員区分の変更をしたいのですが。

登録内容を変更する場合は、「会員登録変更届」を提出ください。また、会員区分を変更する場合は、新たに「入会申込書」を提出していただきます。なお、利用会員から協力会員または両方会員に区分の変更を希望する場合は、講習会の受講が必要となります。

援助活動について

⑦事前打ち合わせはどのように行えばいいのですか。

利用会員が、事務局から紹介された協力会員に連絡を取り、基本的には協力会員宅でお子さん同伴の上、事前打ち合わせをお願いします。援助の日時・場所・緊急連絡先・子どもの事等を十分話し合ってください。なお、利用会員は「事前打合せ票」に必要事項を記入し、協力会員にお渡してください。

⑧直接協力会員に依頼の申込をしていいですか。

報告のない活動は保険対象外となりますので、依頼の申込みは事務局を通してください。

⑨協力会員の自宅以外で援助活動を行ってもらうことはできますか。

原則は協力会員の自宅で行います。子どもが病気回復などで、利用会員宅で援助活動を行った方が望ましいと思われる場合等、協力会員の同意を得て利用会員宅で行うこともできます。

⑩活動の途中で子どもの習い事や病院等に連れて行ってもらえることはできますか。

協力会員の承諾があればできます。例えば習い事が終わってから再び迎えに行ってもらえることもできますが、依頼が複雑な場合は、間違いのないように注意して打ち合わせを行ってください。その場合の活動時間は送迎の時間も含み、協力会員が実際に子どもを預っている時間の合計です。また、利用会員は事前に送迎先の責任者に連絡をしておいた方がいいでしょう。

援助活動について

②時間の延長はできますか。

協力会員の承諾があればできますが、時間の延長はできるだけ避けましょう。

②利用会員が病気等の場合、協力会員に家まで子どもを迎えに来てもらえますか？

協力会員の承諾があればできます。

②複数の子どもを預かることはできますか。

1対1で預かるのが原則です。複数の利用会員の子どもを同時に預かることはできませんが、ひとりの利用会員の子どもであれば協力会員の承諾があれば可能です。

②協力会員の家族が子どもを預かることはできますか。

協力会員とともに預かることはできますが、会員登録していない方が単独で預かることはできません。
(保険対象外になります。)

②キャンセル料が発生した場合の対応は。

協力会員は、援助活動の予定とキャンセル日時を報告書に記載してください。利用会員は、報告書にサインしキャンセル料のお支払いをお願いします。

補償保険について

❓ 保育サービスを受けるため、学校から協力会員の家に行く途中ケガをした場合、依頼こども傷害保険は適用されますか。

学校から協力会員宅の通常経路における往復途上において、けがをした場合は適用となります。また、利用会員が子どもを協力会員宅に預けに行く途中連れて帰る途中も適用されます。なお、この場合は利用会員のケガは対象となりませんのでご注意ください。

❓ 預かった子どもがご近所の窓ガラスを割りその賠償請求に賠償責任保険は適用されますか。

適用されます。額については、保険会社と十分打ち合わせの上示談交渉を行う必要があります。

❓ 預かった子どもの服を公園で紛失した場合、預かっていたベビーカーを壊した場合等対象となりますか。

対象外となります。預かったものの損害については保険約款上支払い対象外となります。